

Q パート労働者から給料について説明を求められたとき、どのように説明すればよいか

A パート労働者から賃金の決定方法について聞かれた場合に、単に「あなたはパートタイマーだから〇〇円です。」と言うだけでは、パート労働法 14 条第 2 項の説明義務を果たしたことにはなりません。

例えば、「今の仕事の内容が正社員よりも責任の程度が低いので賃金も正社員と差を設けていますが、職務や責任の程度が変われば、それに応じて賃金も変わります。」などのように具体的な説明が求められます。

なお、パート労働法では、パート労働者に必ず納得してもらうことまでは要求されておりませんので、十分説明を尽くせばよいことになります。